

三田市水道事業分担金徴収条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (分担金の額)</p> <p>第3条 新設事業から給水を受ける受益者の分担金の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項のほか、配水設備の増設又は改良を要する者に対する工事の分担金の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(分担金の納期)</p> <p>第4条 分担金は、当該工事の着手前に徴収する。ただし、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、当該工事の完了まで延期することができる。 (追徴又は還付)</p> <p>第5条 管理者は、第3条第2項に規定する分担金を徴収した後において、分担金に過不足が生じたときは、速やかに追徴し、又は還付しなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (分担金の額)</p> <p>第3条 新設事業から給水を受ける受益者の分担金(以下「受益者分担金」という。)の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項のほか、配水設備の増設又は改良を要する者に対する工事の分担金(以下「工事分担金」という。)の額は、別表第2のとおりとする。 (集合住宅等における受益者分担金の算定方法)</p> <p>第3条の2 集合住宅等に水道事業管理者(以下「管理者」という。)が貸与したメーター(以下「親メーター」という。)以降に2戸以上の使用者がある場合で、その各戸にメーター(以下「子メーター」という。)が設置され、管理者において子メーターを検針し、使用者から料金の徴収を希望する場合の受益者分担金は、子メーター口径に応じた受益者分担金に相当する額の合計額とする。ただし、既に給水を受けている場合は、親メーター口径に応じた受益者分担金の合計額を控除した額とする。 (メーター口径を増径する場合の分担金の算定方法)</p> <p>第3条の3 メーター口径を増径する場合の受益者分担金及び工事分担金の額は、第3条に規定する新口径の分担金の額から旧口径の分担金の額を控除した額とする。</p> <p>(分担金の納期)</p> <p>第4条 分担金は、当該工事の着手前に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、当該工事の完了まで延期することができる。</p> <p>(追徴又は還付)</p> <p>第5条 第3条から第3条の3までに規定する分担金は還付しない。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>以下省略</p>

三田市水道事業分担金徴収条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条の3 省略</p>	<p>第1条～第3条の3 省略 (施設の新設等に要する分担金)</p> <p>第3条の4 管理者は、別表第2に規定する給水区域以外において、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに対し、給水に応ずるために必要な水道施設の建設、増強等を行う場合は、申込者からその経費の全部又は一部を</p>

第4条 省略
(追徴又は還付)
第5条 省略

以下省略

分担金として求めることができる。

第4条 省略
(追徴又は還付)

第5条 省略

2 管理者は、第3条の4に規定する分担金を徴収した場合において当該分担金に過不足が生じたときは、速やかに追徴し、又は還付しなければならない。

以下省略